



—記者発表資料—

平成 29 年 4 月 4 日  
日本下水道事業団

日本下水道事業団発注工事に関する前金払の特例の継続について

日本下水道事業団では、東日本大震災の発生を受けた前金払の割合を引き上げる等の特例や、前払金の使途を拡大する特例を措置してきたところですが、平成 29 年度に実施する日本下水道事業団発注工事についても以下のとおり適用することとしましたので、お知らせします。

○ 被災地特例について

東日本大震災の被災 3 県（※ 1）における日本下水道事業団発注工事について、前金払の割合を、請負金額の 10 分の 5 以内とします。

（原則〔被災 3 県外〕：請負金額の 10 分の 4 以内）

※ 1 岩手県、宮城県及び福島県

○ 前払金の使途拡大について

① 対象となる前払金

平成 30 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

② 使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

注 1 これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 となります。

注 2 既に請負契約を締結した工事についても本特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約における前払金の使用に係る規定を変更することが必要ですので、発注者にご相談ください。

【お問い合わせ先】

○経営企画部 企画・コンプライアンス課 副島

TEL 03-6361-7811